



ガバナンス体制の強化・推進



コンプライアンス体制の強化・推進

グループを支える基盤の強化はもちろんのこと、取引先と一体となったコンプライアンス体制のさらなる推進に取り組んでいます。



PILIPINAS KYOHRITSU INC. (PKI)
〔フィリピン〕

ビジネスマネジメント部 シニアゼネラルマネージャー
イメルダ コンセプション

贈賄防止を徹底します

現在、フィリピンでは国をあげて「犯罪と汚職の撲滅」に取り組んでおり、PKI社も極めて重要な課題だと認識しています。「贈賄防止マネージャー」としての私の役割は、社員が公務員等に対し、違法な接待・贈呈を行っていないかをチェックすることです。2016年度は、接待・贈与・寄附にかかわる申請が36件ありましたが、すべての案件について、金額や実施時期、方法、経緯、頻度等を調査し、適正であることを確認しています。

今後も住友の事業精神である「萬事入精」「信用確実」「不趨浮利」を常に念頭におき、法令遵守の徹底に努めていきます。

》コーポレートガバナンス

意思決定の迅速化、監督機能および業務執行機能の強化を目的に、2003年6月より執行役員制度を導入しています。

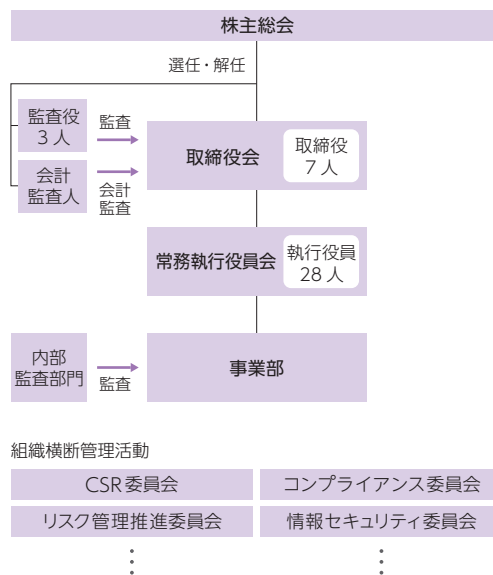
取締役会では、重要な案件について審議・決定していますが、付議前には常務執行役員会でも議論を行い、審議の充実を図っています。当社は3人の監査役が、取締役の職務執行を監査し、経営の健全性や適正性を確保する体制となっています。取締役会など、重要な会議への出席はもちろんのこと、内部監査部門および会計監査人と密な情報交換を行い、監査の機能強化を図っています。

》コンプライアンス

日常業務を遂行する際の指針として、2005年にコンプライアンスマニュアルを制定し、高い倫理観をもって行動する精神を共有、実践しています。推進体制として、法務担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的で開催し、法令および倫理に適った事業活動を行うための施策の立案・実施、コンプライアンスリスクの把握・分析・対策などを行っています。

2016年度も引き続き、国内外における贈賄防止対策に重点を置き、12カ国37社41人の贈賄防止マネージャーを配置し、グローバルな体制づくりを進めました。モニタリング強化の一環として、四半期に一度、各部署から法務部へ交際費にかかる報告を検証し、贈賄の防止に努めています。

》コーポレートガバナンス体制図(2017年9月末現在)



》コンプライアンス研修

住友電装グループがステークホルダーの皆さまからの信用・信頼を得て持続的な成長を実現するためには、社員一人ひとりのコンプライアンスマインドを醸成し「良き企業市民」として行動する必要があります。

そのため、各職場の特性を踏まえた研修や啓発に注力しています。2016年度は内部統制強化のために、コンプライアンス、内部統制、コーポレートガバナンスをテーマに階層別研修を実施しました。また、グループ報において、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法や契約締結上の注意点など、業務上で起こりうる事例を取り上げ、従業員の意識の醸成に努めています。

》コンプライアンス申告窓口

法令または倫理に反するコンプライアンス違反行為を、早期発見・是正を行う実効的な仕組みとして、コンプライアンス申告窓口を設置しています。社内の法務部担当窓口と社外の顧問弁護士窓口を設け、申告しやすい体制を整えています。申告があった事案は、事務局である法務部が中心となり調査・対処しています。2016年度は11件の申告があり、それぞれ調査および適切な対処を行い、再発防止に努めました。

》CSR調達活動

当社では「調達基本方針」のもと、事業活動における貴重なパートナーであるお取引先とは、オープンかつ公平、公正さを第一にグローバルな連携を深めています。2015年2月に、取引基本契約書を一部改訂し、CSR調達および反社会的勢力の排除に関する条項を追加しました。また、当社がお取引先に期待・要請する内容を明文化した「仕入先CSRガイドライン」を主なお取引先に配付し、周知徹底に取り組んでいます。社内では下請法遵守担当者を各部門で任命し、啓発活動や意識向上に努めています。

》お取引先とのコミュニケーション

毎年度、お取引先を対象に「グローバル・サプライヤーズ・ミーティング」を開催し、お取引先との相互信頼に努めています。2017年度は4月に開催し、9カ国118社から220人のお取引先にご参加いただき、事業環境の説明や、調達方針および重点施策の共有、積極的な取り組みの依頼を通じて、認識統一を図りました。また、お取引先をQCD*を含め多角的に評価し、6社を2016年度の優良サプライヤーとして表彰しました。

*Q: Quality (品質)、C: Cost (費用)、D: Delivery (納期)

》下請法遵守強化の取り組み

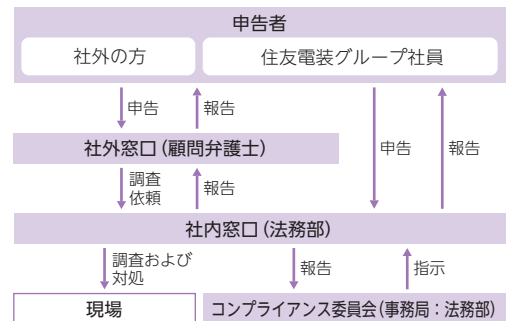
2016年12月、中小企業庁が定める「下請法運用基準」と「下請中小企業振興法・振興基準」が改正されました。この改正では、事業主と下請け企業との取引に関し、価格の決定方法やコスト負担、支払い条件などの面で、新たに詳細なルールが追加されています。これを受け、当社でも下請け企業との適正な取引を強化・推進する取り組みを始めています。

価格決定方法や金型保管費の負担等に関しては、新たな基準に基づいて社内ルールを整備。支払い方法に関しても、現金化の推進を強化しています。また、適正な取引に関する社内教育等を充実させることで、従業員一人ひとりの遵法意識向上にも努めています。

》コンプライアンス研修の実績(2016年度)

研修内容	開催数(回)	受講者数(人)
新入社員研修	2	137
キャリア入社研修	12	85
階層別研修	14	615
選択型研修	8	201
競争法コンプライアンス研修	1	761
関係会社コンプライアンス特別研修	4	256
その他	12	231
合計	53	2,286

》コンプライアンス申告窓口のながれ



》調達基本方針

当社は、「Connect with the Best」を基本精神とし、以下の方針により調達活動を行っています。

- ① オープンで公正な機会提供
- ② 相互理解・相互信頼・相互啓発に基づく基本理念
- ③ グローバルパートナーシップ
- ④ コンプライアンス
- ⑤ グリーン調達



グローバル事業 連携を深め、ベスト パートナーにまい進

寧波シュレンマー
Automotive Parts Co.,Ltd
総経理

胡建雄 様

設計、開発、生産、販売、サービスを一体化した自動車部品メーカーとして、弊社はおもにハーネス保護部品とチューブシステム部品を納入し、世界の各拠点でご活用いただいています。コスト面において、原材料の推薦、調達から生産出荷までの各段階で、貴社から貴重なご意見、ご支援を多くいただきました。その結果、コスト改善の成果が実り、2016年度のグローバル・サプライヤーズ・ミーティングにおいて、「グローバル貢献賞」と「コスト改善賞」をW受賞させていただきました。

今後とも「積極進取の精神」を旨に、貴社のご信頼に値するベストなつながりになるよう、まい進いたします。